



**農業委員  
農地利用最適化推進委員  
募集案内**

**魚津市農林水産課  
魚津市農業委員会**

魚津市及び魚津市農業委員会では、現農業委員の任期満了(令和8年7月19日)に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集も併せて行います。

つきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となる推薦及び募集について、下記により実施いたします。

## 記

### 1 業務内容及び報酬等

#### (1) 農業委員

身分	魚津市非常勤特別職員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎月開催の農業委員会の総会に出席し、農地の権利移動や農地転用等の許可申請案件に関する審議及び審議に関連した現地調査を行う。</li><li>・農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する活動を行う。</li><li>・農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席（年数回）する。</li><li>・農地利用最適化推進委員と連携し、農家からの相談及び農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務を行う。</li></ul>
報酬	会長 月額：13,000円＋能率給：年額558,000円以内 委員 月額：12,000円＋能率給：年額558,000円以内 （「魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」及び「魚津市農業委員会の委員等の能率給に関する規則」に基づき支給）

#### (2) 農地利用最適化推進委員

身分	魚津市非常勤特別職員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・要請に応じ、毎月開催の農業委員会の総会に出席し、農地の権利移動や農地転用等の許可申請案件に関する現地調査、農業委員会からの求めに応じ意見を述べる。</li><li>・担当する地区の、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する活動を行う。</li><li>・農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席（年数回）する。</li><li>・農家からの相談及び納会への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務を行う。</li></ul>
報酬	月額：10,000円＋能率給：年額558,000円以内 （「魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」及び「魚津市農業委員会の委員等の能率給に関する規則」に基づき支給）

### 2 任期

#### (1) 農業委員

令和8年7月20日～令和11年7月19日

#### (2) 農地利用最適化推進委員

令和8年8月上旬の委嘱日～令和11年7月19日

### 3 推薦及び募集を行う人数

- (1) 農業委員 14名  
(2) 農地利用最適化推進委員 11名

#### ○農地利用最適化推進委員が担当する地区割表

地区名	地区の詳細（大字名）	人数
下中島	川縁、慶野、三ヶ、住吉、大字田地方、宮津	1
上中島	浅生、有山、出、上野、川原、佐伯、下椿、舛方、舛田、弥源寺、湯上吉野	1
松倉	池谷、大熊、鹿熊、金山谷、観音堂、北山、小菅沼、坪野、虎谷、鉢、稗畠、古鹿熊、室田	1
上野方	石垣、大字石垣村、大字石垣新村、大字大谷村、大海寺新、大字大海寺新村、大海寺野、大字大海寺野村	1
下野方	石垣新、印田、三田、大光寺、友道、本江	1
片貝	山女、大菅沼、貝田新、黒谷、道坂、東城、東蔵、島尻、平沢	1
加積	相木、上村木、吉島、袋、横枕、六郎丸	1
天神	青柳、木下新、天神野新、東尾崎、東山	1
道下	青島、岡仏田、北鬼江、北中、釈迦堂、高畠、仏田、仏又、本新、本新町	1
経田	江口、経田中町、経田西町、寿町、持光寺、立石、天王、東町、浜経田平伝寺、西尾崎	1
西布施	大沢、小川寺、黒沢、長引野、布施爪、蛇田	1

（注）推薦及び応募において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方の候補者となることはできるが、兼任することは出来ない。

### 4 募集期限 令和8年3月31日（火）

### 5 推薦を受ける者及び応募する者の資格条件

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、次に掲げる者であって、(3)共通事項条件の要件に該当する者。ただし、(4)欠格事項のいずれかに該当する者は、委員及び推進委員となることはできない。

#### （1）農業委員

- ・農業に関する識見を有する者
- ・農業委員会の所掌に属する事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に關し、その職務を適切に行うことができる者

#### （2）農地利用最適化推進委員

- ・地域農業に精通し、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
- ・地域での話し合いの推進等、現地活動ができる者

(3) 共通事項条件(農業委員及び農地利用最適化推進委員)

- ・市が設置する他の附属機関等の委員である場合は、兼務が禁止されていない者

(4) 欠格事項(農業委員及び農地利用最適化推進委員)

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 6 選出方法

(1) 農業委員

推薦又は応募による候補者の総数が14人を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、評価委員会を開催してそれぞれの候補者を審査します。この場合、必要に応じて面接を実施する場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員

推薦若しくは応募による候補者の総数が11人を超えた場合又は農業委員会長が必要と認めた場合は、選考委員会を開催してそれぞれの候補者を審査します。この場合、必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 7 選考結果の通知

農業委員の選考結果については、令和8年6月末を目途に推薦者及び応募者に案内いたします。

## 8 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の審査以外の目的に使用することはありません。

## 9 申込方法

(1) 所定の「推薦申込書」(個人・団体用)又は「応募申込書」に必要事項を記入の上、以下の方法でお申し込みください。

申込先	申込方法	申込場所及び宛先
魚津市役所農林水産課 (魚津市農業委員会)	・直接持参※ ・郵送 ・メール	・魚津市役所 3階 ・宛先: 末尾記載住所 ・nosei-shinko@city.uozu.lg.jp

※ 直接持参する場合、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※ 郵送の場合は、3月31日(火)当日消印まで有効とします。

(2) 募集案内及び申込みに必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます。

※ 配付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

## 10 申込関係書類の公表

選考に当たって、透明性及び公平性を確保するため、募集期間中(3月中旬)・募集期

間終了後（4月上旬）の2回、申込関係書類の内容（住所を除く。）について、次のとおり、市ホームページに公表しますので、あらかじめご承知おきください。

- （1）推薦者（個人）は、氏名、職業、年齢及び性別
- （2）推薦者（法人）は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格及びその他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- （3）応募者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
- （4）推薦の理由又は応募の理由

## 11 注意事項

- （1）農業委員と農地利用最適化推進委員との兼任は出来ません。
- （2）申込書類は理由の如何を問わず返却しませんので、ご承知願います。
- （3）推薦、応募及び面接等に係る経費は、全て各自の負担となります。

### 農業委員会等に関する法律及び農業委員会が所掌する事務

#### 1 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の目的

この法律は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

#### 2 農業委員会が所掌する事務（必須事務）

農業委員会が処理をする事項には、主に次のものがあります。

- （1）農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項
- （2）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属された事項
- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
- （4）農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進）に関する事項

### 《お問合せ・郵送での申込先》

魚津市 産業建設部 農林水産課

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号

電話 0765（23）1032（直通）